

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 23 号

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例
熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和 46 年熊本県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「社団法人熊本県畜産開発公社」を「財団法人熊本県農業公社」に改める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

